

い　い 地域生き活き集落サポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢化の進む自治組織又は区（以下「集落」という。）において、自発的な奉仕活動（以下「ボランティア活動」という。）を行う個人及び団体（以下「集落サポーター」という。）のボランティア活動を支援することにより、もって集落における住民生活の安心・安全の確保及び集落の維持・活性化を図ることを目的とする。

(対象集落)

第2条 ボランティア活動を受けることができる集落（以下「対象集落」という。）は、4月1日現在の高齢化率が50パーセント以上の集落とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(対象作業)

第3条 ボランティア活動の対象となる作業（以下「対象作業」という。）は、集落において住民生活の安心・安全の確保及び集落の維持・活性化を図るために必要な次に掲げる共同作業とする。ただし、個人資産は、対象外とする。

側溝の土砂上げ

地元管理の道路、農道及び用水の草刈り

地元管理の道路、農道及び用水の補修作業

地区集会所及び消防格納庫の除雪作業（屋根雪除雪は、除く。ただし、安全と判断出来る場合は、対象とする。）

前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める作業

2 前項の規定による作業は、集落の住民及び集落サポーターが共同で行うものとし、人力で対応出来る範囲のものとする。

(集落サポーターの要件)

第4条 集落サポーターは、高校生以上の個人及び高校生以上で組織される団体とする。

(登録及び変更)

第5条 集落サポーターの登録を行おうとする者（以下「申込者」という。）は、地域生き活き集落サポーター登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。この場合において、申込者が高校生のときは、書面による保護者の同意を必要とする。

2 前項の規定により登録した者（以下「登録者」という。）は、登録した内容が変更とな
ったときは、^{い　い}地域生き活き集落サポーター登録内容変更届出書（様式第2号）を速やかに
市長に提出するものとする。

（登録の抹消）

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、集落サポーターの登録を抹消するものと
する。

^{い　い}登録者が地域生き活き集落サポーター登録抹消届出書（様式第3号）を市長に提出し
たとき。

登録者がボランティア活動を通じて、集落の秩序を乱すおそれがあると認められる活
動等を行ったとき。

（支援の申込み）

第7条 集落サポーターによるボランティア活動の支援を希望する集落は、対象作業実施日
の1か月前までに^{い　い}地域生き活き集落サポーター作業支援申込書（様式第4号）を市長に提
出するものとする。

（ボランティア活動への参加の呼びかけ）

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めたと
きは、登録者に対しボランティア活動への参加を呼びかけるものとする。

（費用負担及び役割分担）

第9条 ボランティア活動における費用負担及び役割分担については、次に掲げるとおりと
する。

集落サポーターのボランティア活動に対する報酬は無報酬とし、ボランティア活動に
要する費用については自己負担とする。

集落サポーターは、現地集合・現地解散とし、昼食が必要な場合は、各自用意する。

集落は、作業内容により重機及び資材等が必要なときは、費用負担のうえこれを準備
する。

集落は、作業に必要な道具を用意する。ただし、道具が不足する場合は、市も協力
する。

（ポイントの付与）

第10条 市長は、集落間の公平を期するため、集落サポーター1人当たり2時間の作業時

間にに対して10ポイントを集落に付与し、集落別の支援状況を管理する。

2 市長は、集落センターについても前項の基準によりポイントを付与する。この場合において、団体については、個人を単位としてポイントを付与する。

(広報活動)

第11条 市長は、ホームページその他の広報手段により、集落センターの活動状況及び年間ポイント上位者を紹介するなど、事業の普及・拡大に努めるものとする。

(ボランティア活動保険)

第12条 市は、集落センターがボランティア活動中の事故により身体に傷害を被った場合などについては、糸魚川市民総合災害補償規則の規定による給付を行うものとする。

(集落等の責務)

第13条 集落は、前条の目的を達成するため、次に掲げる責務を果たすものとする。

集落センターに任せきりとならないようにすること。

作業が安全で確実に実施できるようボランティアの受入準備を行うこと。

集落センターとの交流に努めること。

2 登録者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる責務を果たすものとする。

自己の責任においてボランティア活動を実施すること。

ボランティア活動を安全で確実に実施できるよう努めること。

作業中における安全の確保及び集落までの行程における交通安全等に十分注意すること。

集落住民との交流に努めること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。